

容器包装リサイクル制度について



令和7年11月

目 次

1. はじめに
2. 容器包装リサイクル制度の概要
3. 特定事業者が負担する再商品化委託料金
4. リサイクルの状況と成果
5. その他
 - 識別表示について
 - リチウムイオン電池等の発火物が原因になる発煙・発火トラブル
 - プラ資源循環法について
 - 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会について

1. はじめに

循環型社会の形成に向けて

循環型社会とは、「天然資源の消費の抑制を図り、もって環境負荷の低減を図る」社会のこと。

循環型社会を形成するためには、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を進めていくことが必要となっている。



第五次循環型社会形成推進基本計画 (令和6年8月閣議決定) ～循環経済（サーキュラーエコノミー） を国家戦略に～

■実現に向けて国が講すべき施策を示すとともに、2030年（令和12年）度を目標年次として数値目標を設定

5つの柱
(重点分野)

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

循環経済（サーキュラーエコノミー） への移行加速化パッケージ (令和6年12月27日 循環経済に関する 関係閣僚会議決定)

■全国各地で発生する廃棄物を循環資源として活用し、さらに、海外で発生する循環資源も取り込むことで、新たな成長を生み出す

■循環資源を最大限活用し、安定的な再生材供給体制を整え、資源循環型の新しいものづくり・輸出大国の確立に貢献する

具体的な
施策

- ①地域の資源循環を生かした豊かなくらしと地域の実現
- ②国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築
- ③資源循環市場の創出拡大に向けた国内外のルール形成

(出典：環境省、経済産業省関連資料)

循環型社会の形成に向けた法整備

■プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ資源循環法）

令和3年6月11日公布
令和4年4月1日施行

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに
関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循
環等の取組（3R+Renewable）を促進するための
措置を講ずる。



＜プラスチック資源の例＞



＜付け替えボトル＞



＜ワンウェイプラスチックの例＞

■脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）

令和5年5月19日公布
令和8年4月1日改正法施行

【一部改正内容】

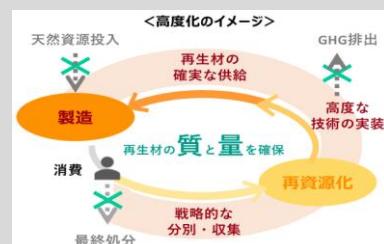
1. 排出量取引制度の法定化
2. 化石燃料賦課金の徴収に係る
措置の具体化
3. GX分野への財政支援の整備



■資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）

令和6年5月29日公布
(第一段階施行) 令和7年2月1日
(第二段階施行) 令和7年11月まで

資源循環の取組を促進するため、基本方針を策定し、
特に処分量の多い産業廃棄物
処分業者の再資源化の実施状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。



■資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

平成12年6月7日公布
令和8年4月1日改正法施行

【一部改正内容】

1. 再生資源の利用義務化
2. 環境配慮設計の促進
3. GXに必要な原材料等の再資源化の促進

（出典：環境省、経済産業省関連資料）

2. 容器包装リサイクル制度の概要

循環型社会形成の推進に関する日本の法体系

環境基本法 (H 5年11月施行)

「環境基本計画」の策定(概ね5年ごとに見直し) (R6年5月 第六次基本計画)

廃棄物処理の優先順位を

- [1] 発生抑制、[2] 再使用、
- [3] 再生利用、[4] 熱回収、
- [5] 適正処分と明記

循環型社会形成推進基本法(基本的枠組法) (H13年1月完全施行)

「循環型社会形成推進基本計画」の策定(概ね5年ごとに見直し) (R6年8月 第五次基本計画)

循環経済への移行
を国家戦略に

廃棄物処理法 (S 46年9月施行)

資源有効利用促進法 (H13年4月施行)

■ プラ資源循環法 (R 4年4月施行) [素材に着目した包括的な法制度]

■ G X 推進法 (R 5年6月30日施行)

■ 再資源化事業等高度化法 (R 7年2月1日第一段階施行)

再生利用の
推進／識別
表示の義務
付け

個別物品の特性に応じたリサイクル法

容器包装
リサイクル法
(H12年4月全面施行)

家電
リサイクル法
(H13年4月施行)

食品
リサイクル法
(H13年5月施行)

建設
リサイクル法
(H14年5月施行)

自動車
リサイクル法
(H17年1月本格施行)

小型家電
リサイクル法
(H25年4月施行)

グリーン購入法 (H13年4月施行)

容器包装リサイクル法制定の経緯

背景は、最終処分場、60%、ドイツ

- ・ 制定当時、一般廃棄物の最終処分場（埋立地）が何も対応しなければ7～9年で溢れてしまう状況でした。
- ・ 家庭から出るごみの約60%（容積比）が容器包装であったため、「これを何とかしよう」となりました。
- ・ ドイツでは1991年（容器包装リサイクル法（以下、容リ法という。）ができる4年前）から容器包装のリサイクルを実施しており、国際的に遅れをとるわけにはいきませんでした。

容器法の目的

- ・家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、**一般廃棄物の減量と資源の有効活用**を図ることを目的としています。
- ・消費者は「排出抑制」「分別排出」し、市町村は「分別収集」し、事業者は「再商品化（リサイクル）」の責務を負う（**拡大生産者責任（ＥＰＲ）の導入**）という各々の役割分担が明確化されています。

再商品化事業スキーム

〈社数等は令和6年度実績〉

消費者【分別排出】

- 分別排出

- 容器包装を用いた商品の販売

特定事業者【再商品化義務】

(容器メーカー・商品メーカー等) 79,919社

- 合理化拠出金

- 拠出委託料

- 再商品化実施委託料
(認定計画分を含む)

- 市町村委託料
①容り(小規模)分
②製品プラ分

- 契約
(容り法・プラ資源循環法に基づく各種契約)

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

〈協会はコーディネーター役〉

- 分別収集

- 有償入札拠出金

- 有償入札分

- 再商品化委託費用(逆有償分)
(容り分・認定計画分・製品プラ分を含む)

市町村 【分別収集】

1,590市町村

- 収集物の引渡し
(①容り分 ②製品プラ分
③認定計画分)

再商品化事業者 (リサイクルの実施)

142社

再商品化製品 利用事業者

- 再商品化製品の販売

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

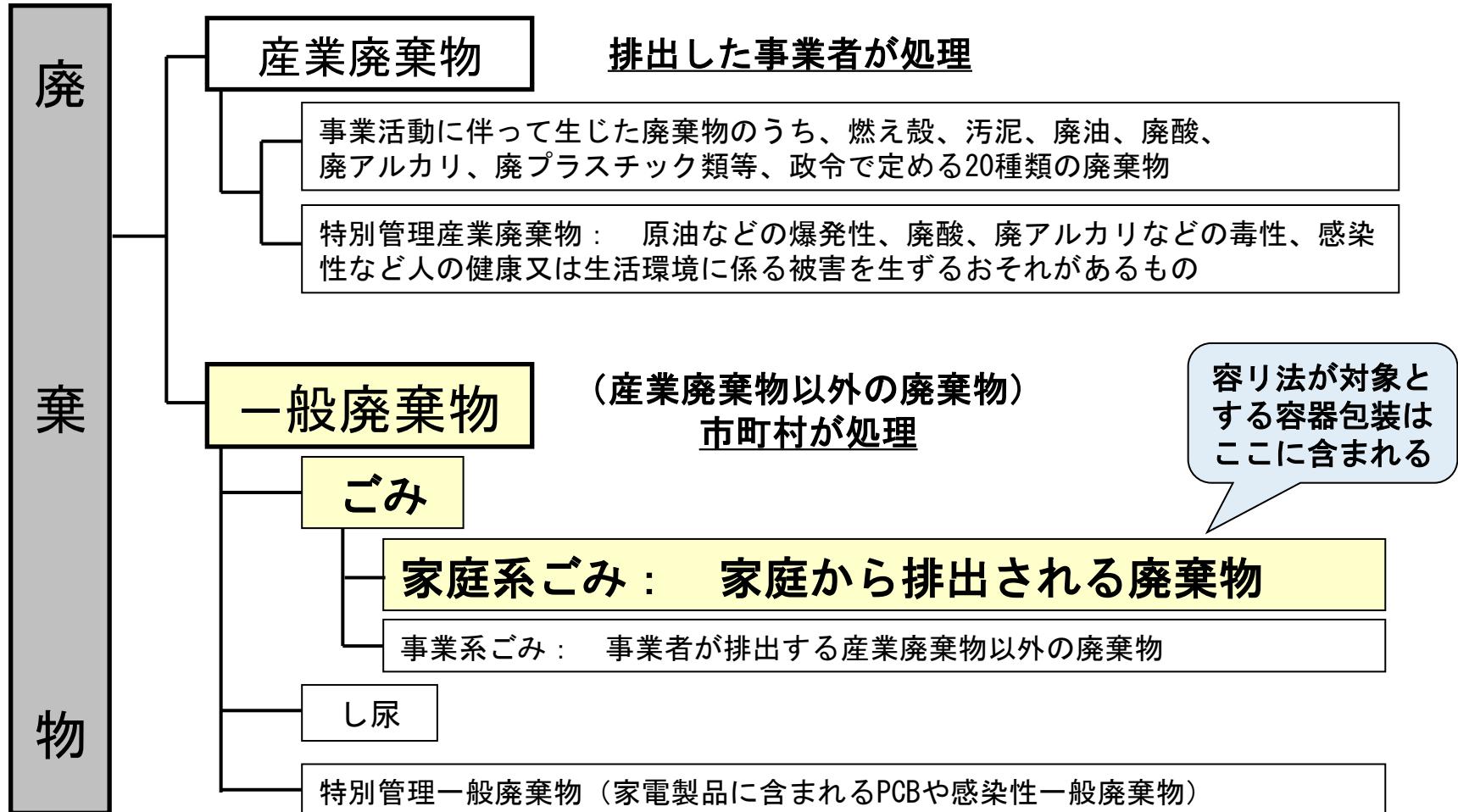
↓

↓

↓

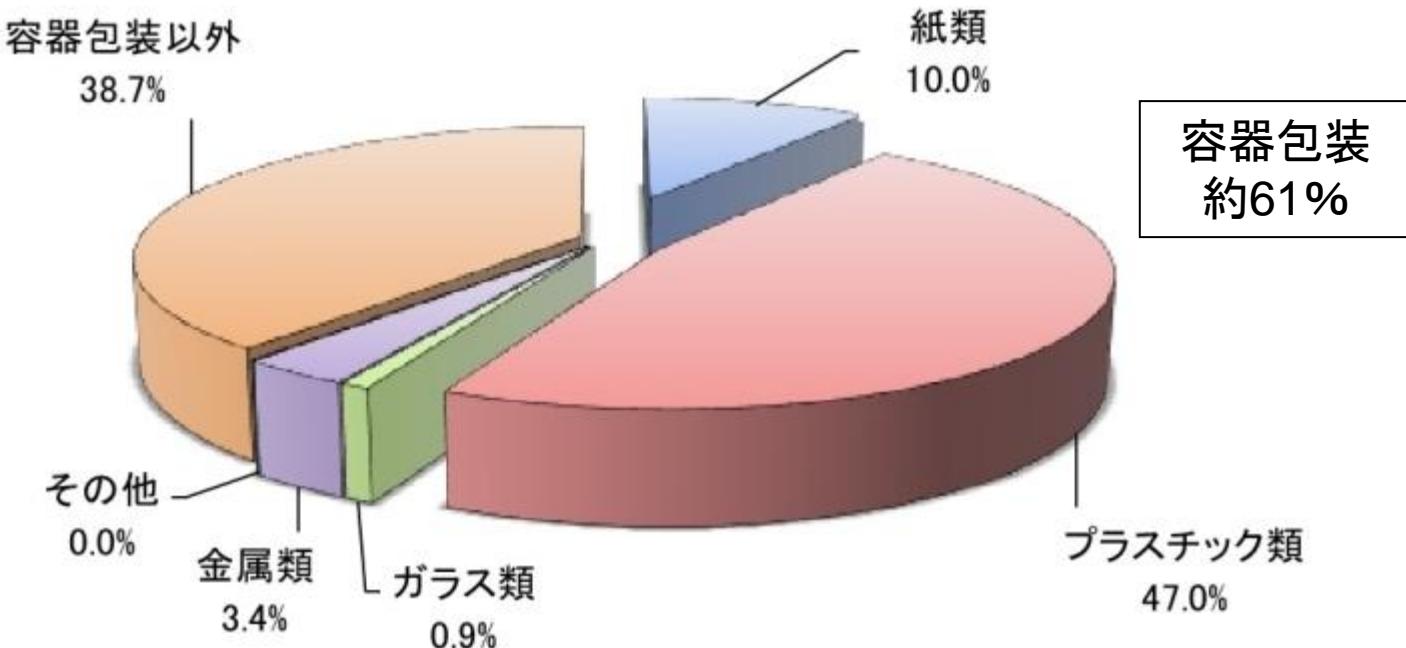
↓

廃棄物の区分



家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合 (令和6年度・容積比)

容器包装が約61%、容器包装以外が約39%。



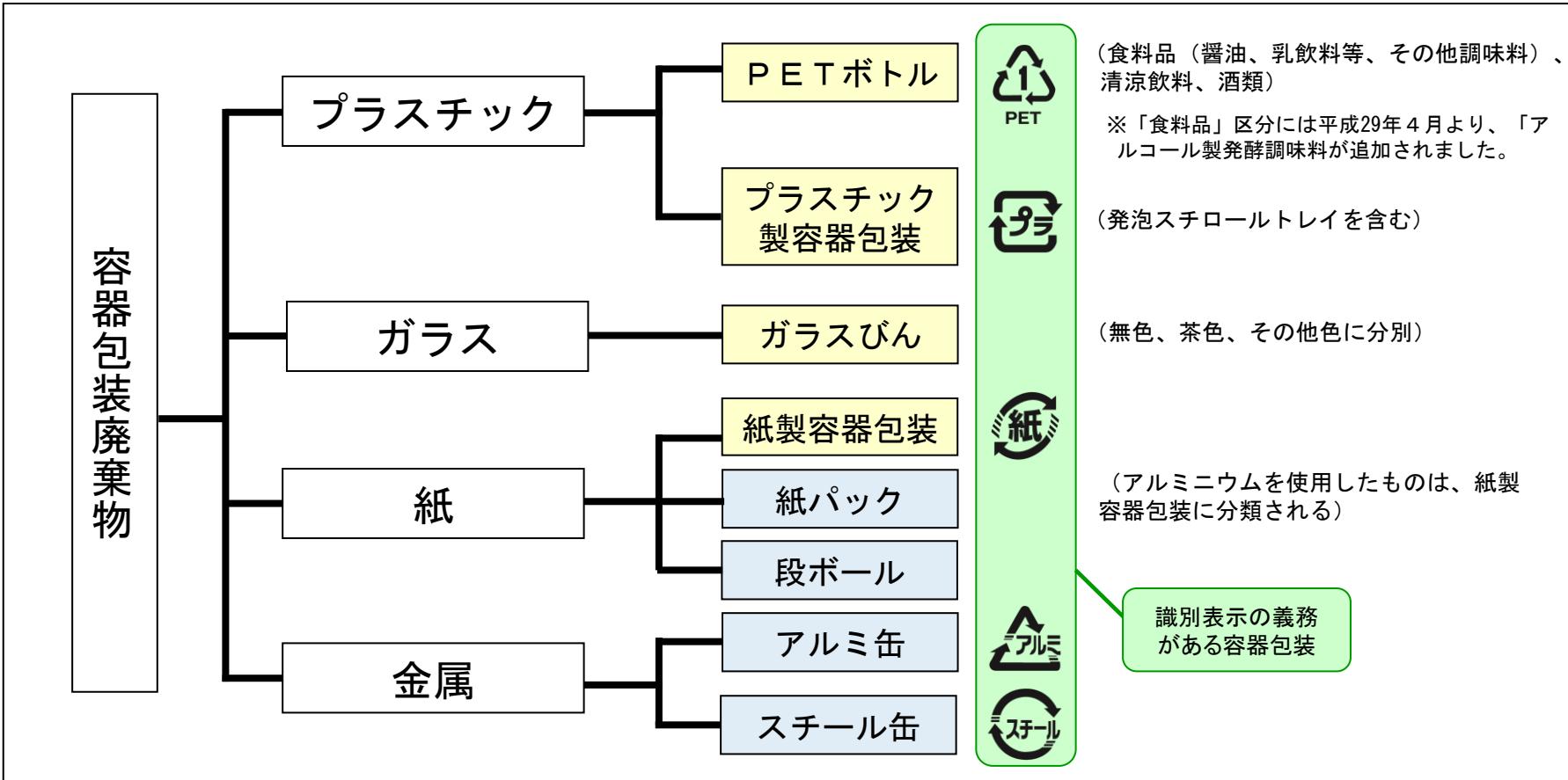
※四捨五入による端数処理の関係で、合計値が合わない場合がある。

(出典：環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査の概要（令和6年度）」)

分別収集及び再商品化の対象となる容器包装

特定事業者に再商品化の義務有り

特定事業者に再商品化の義務無し



容器法制定時、ガラスびん・PETボトル・紙製容器包装・プラスチック製容器包装の4素材は、資源価値が低いため、市町村が分別収集してもお金を支払わないとリサイクルできない状態（これを逆有償といいます）でした。一方、紙パック・段ボール・アルミ缶・スチール缶の4素材は、資源価値が高いためお金を払わないでもリサイクルされる状態（これを有償といいます）であったため、再商品化義務の対象から除外されました。

容器法の対象となる容器包装

「容器」とは商品をいれるもの（袋を含む）、「包装」とは商品を包むものです。また、有料のレジ袋であっても、容器法では再商品化義務の対象です。

容器法第二条では、以下のとおり定義されています。

この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装（*商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。

どんな容器包装が該当するのかを判断する目安は、

- 1) 中身が商品か
- 2) 中身と分離した際に不要となるか
- 3) 社会通念上、容器包装と考えられるか

*) H18年の法改正で、有料で提供されたレジ袋も法の対象とするために、“商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む”が追加されました。

有償で提供される容器包装であっても、それと同時に購入される商品を入れ、又は包むもの、即ち商品と一体性を有するものとして提供される場合は、容器包装に該当することになりました。

レジ袋の有料化と再商品化義務について

1. 対象となる事業者	プラスチック製買物袋を扱う小売業に属する事業を営む全ての事業者が対象。小売業ではない事業者であっても、事業の一部として小売事業を行っている場合は有料化の対象となる。
2. 対象となる買物袋	対象となるのは、購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋。
3. 価格設定と売上の使途	価格も売り上げの使途も、事業者自ら設定する。ただし、1枚あたりの価格が1円未満になるような価格設定をすることは有料化にあたらない。

リサイクルの義務に変わりはない

有料のレジ袋であっても、容り法では再商品化義務の対象とされている。

有料であっても、家庭からごみとして排出されるため、リサイクルする必要がある。

有料化の対象外となる買物袋

- ①プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上のもの
 - ②海洋生分解性プラスチックの配合率が100%のもの
 - ③バイオマス素材の配合率が25%以上のもの
- ※“有料化”の対象外となっても、“リサイクルの義務”については対象です。

詳しくは経済産業省のホームページ(下記URL)をご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html

法の対象となる容器包装の具体例

容器の蓋、キャップ、中栓も対象です。

<u>1. ガラスびん</u>	・牛乳びん 　・ビールびん 　・酒のびん 　・化粧品のびん
<u>2. PETボトル</u>	・清涼飲料水のボトル 　・醤油のボトル 　・麺つゆのボトル ・乳飲料のボトル 　・食酢、調味酢のボトル
<u>3. 紙製容器包装</u>	・医薬品の箱 　・お菓子の箱 　・紙製手提げ袋 　・洗剤の箱 ・贈答品の箱やその中の台紙、中仕切り 　・ワイシャツの中の台紙
包装の例	・デパート等で商品を包む包装紙 　・板ガムの胴巻き
<u>4. プラスチック製容器包装</u>	・お菓子、パン、その他食品や調味料のフィルム袋（ビニール袋） ・生鮮食料品のトレイ 　・スーパー、コンビニ等の弁当や惣菜の容器 ・スーパー、コンビニ等のレジ袋 　・PETボトルのプラ製キャップ ・シャンプーのボトル、キャップ（ポンプタイプはポンプ部分も） ・卵パック（PET素材であっても） ・通販時に箱の中で利用するエアクッションやエアキャップ袋
包装の例	・生鮮食料品にトレーと一緒に用いられるラップフィルム ・PETボトルのラベル ・飴等の個包装に用いられる端をひねってあるプラスチックフィルム

法の対象とならない容器包装

容器法における「容器・包装」の定義から、対象とならない代表的な事例

対象でない具体的な事例	理由
手紙やダイレクトメールを入れた封筒	中身が商品でないため。
クリーニングの袋	役務の提供に使われているため。 (商品を入れたものではないため)
商品券を入れた袋	
CD、DVDのケース	中身と分離した場合に、不要とならないため。
楽器、カメラ等のケース	
ラベル、ステッカー、シール、テープ類	社会通念上、容器包装とは判断しないため。
にぎり寿司の中仕切り	

再商品化(リサイクル)義務を負う事業者

① 特定容器利用事業者

⇒販売する商品に特定容器を用いる事業者
(特定容器入りの商品を輸入する場合も含む)

② 特定容器製造等事業者

⇒特定容器を製造する事業者
(特定容器入りの商品を輸入する場合及び特定容器の輸入を含む)

③ 特定包装利用事業者

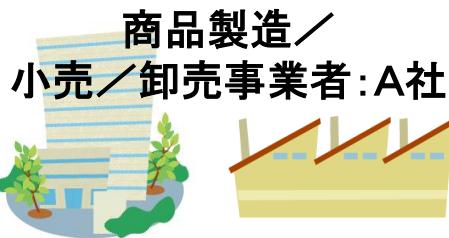
※下記の小規模事業者は適用除外。法人全体の売上高と従業員数のいずれの基準も満たす場合。

業種	製造業等、社団・財団法人、 学校法人等	小売業、サービス業、卸売業
年間売上高	2億4千万円以下	7千万円以下
常時使用の従業員数	かつ20名以下	かつ5名以下

容器利用事業者、容器製造等事業者の再商品化義務

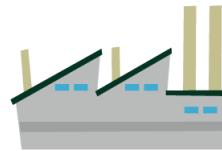
A社に容器利用事業者としての再商品化義務が課される

B社に容器製造等事業者としての再商品化義務が課される



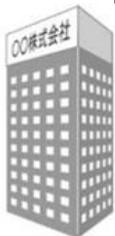
容器を発注
←
容器を納品

容器製造事業者:B社



A社に容器利用事業者と容器製造等事業者の両方の義務が課される

商社：A社

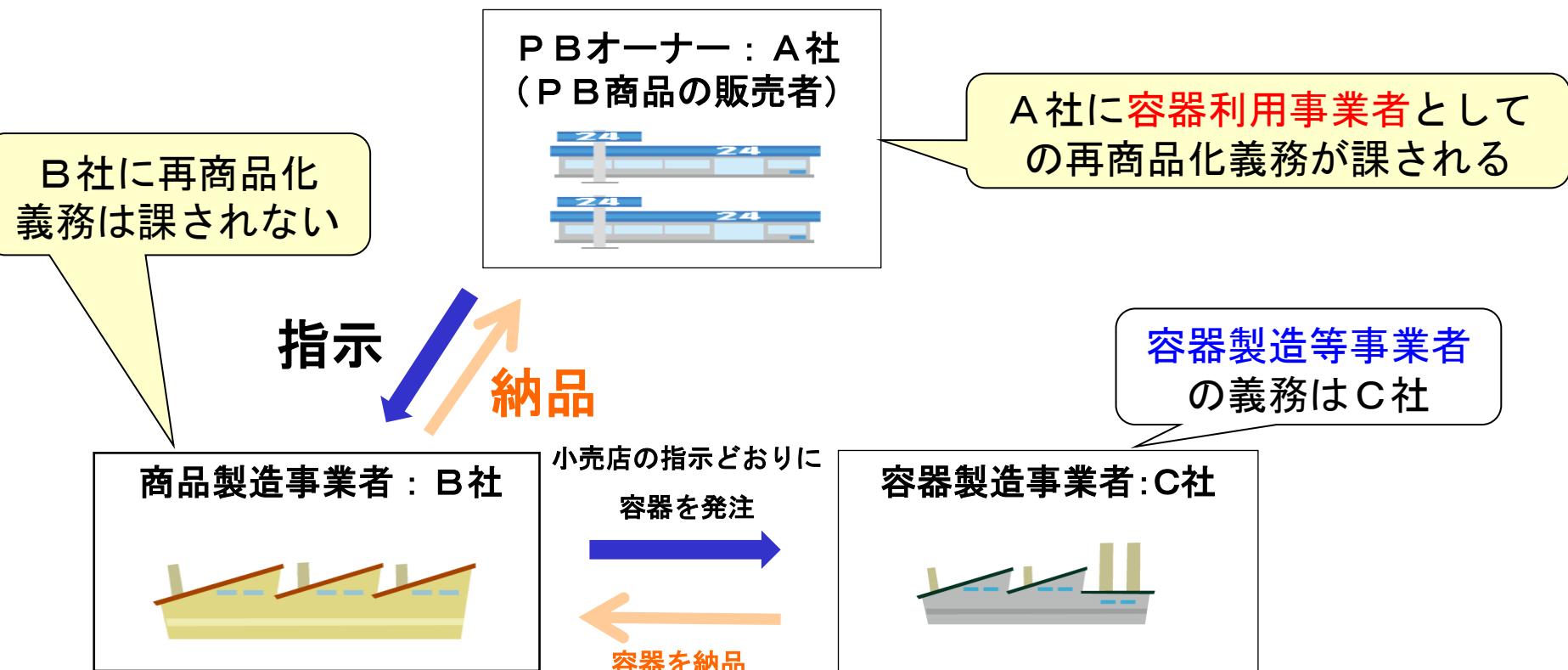


海外のワインメーカー



プライベートブランド（PB）商品の場合の再商品化義務

容器の形状やデザイン、自社の商標の表示をプライベートブランド（PB）オーナー（下図A社）が指定する場合、PBオーナー（A社）に『容器利用事業者』の義務が課される。



輸入の委託・受託における再商品化義務

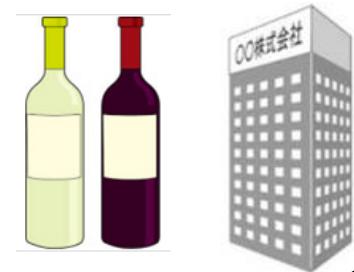
下図商社A社が輸入会社B社に対し、ボトル（ガラスびん）入りのワインの輸入を委託した場合、A社に容器利用事業者と容器製造等事業者の両方の義務が課される。

＜ラベルの事例＞

品目 果実酒
内容量 750ml
アルコール分 13%
原産国 フランス
輸入者 A商事株式会社
住所 東京都〇〇区〇〇1



海外の
ワインメーカー



商社：A社

A社に容器利用事業者と容器製造等事業者の両方の義務が課される

指示 納品

輸入会社：B社

販売



小売店：C社

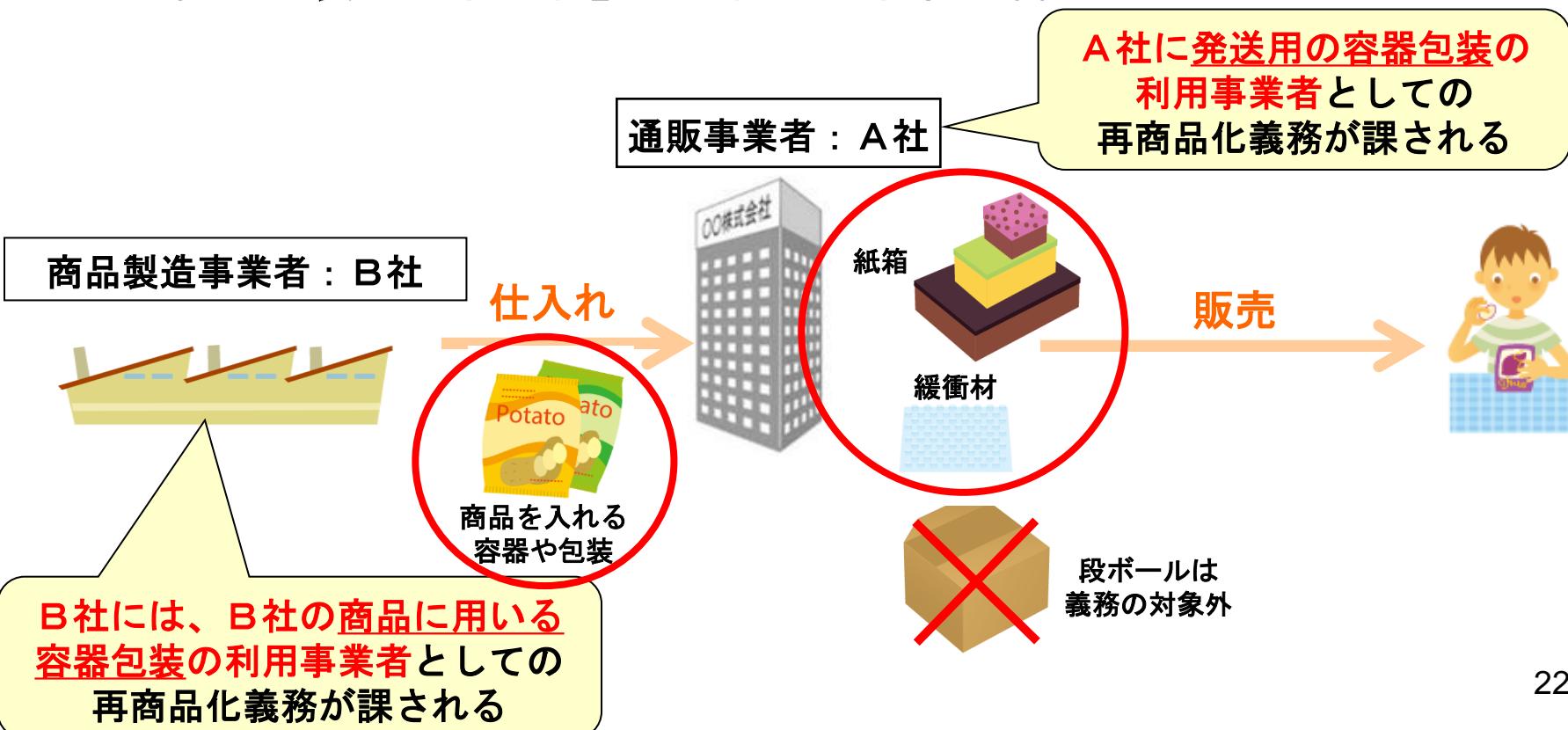


※但し、P20同様に容器の形状やデザイン、自社の商標の表示をプライベートブランド(PB)オーナー(図中C社)が指定する場合、PBオーナー(C社)に利用事業者と製造等事業者の両方の義務が課される。

通信販売事業(ECサイト出店を含む)における再商品化の義務

ケース1: 仕入れた商品を通信販売する場合

通信販売事業者が仕入れた商品を通信販売する場合には、商品の発送用に利用する箱（段ボールを除く）や緩衝材（容器又は包装に該当）などの『容器包装利用事業者』の再商品化義務が課される。

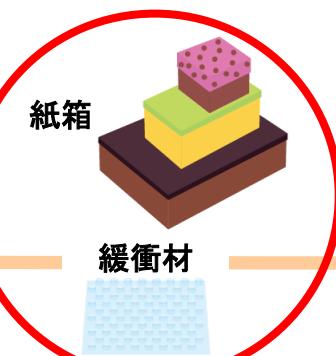


通信販売事業(ECサイト出店を含む)における再商品化の義務

ケース2:商品製造事業者が通信販売する場合

商品製造事業者が通信販売する場合、中身の商品に用いる容器や包装と併せて、商品の発送用に利用する箱（段ボールを除く）や緩衝材（容器又は包装に該当）などの両方について『容器包装利用事業者』の再商品化義務が課される。

商品製造事業者：B社



販売



B社には、B社の商品に用いる容器や包装と発送用の箱（段ボール除く）や緩衝材（容器又は包装に該当）の両方について利用事業者としての再商品化義務が課される

特定事業者の再商品化義務履行方法

★義務を果たす方法は3通りあるが、実際は殆んど（99.9%超）が指定法人ルート。

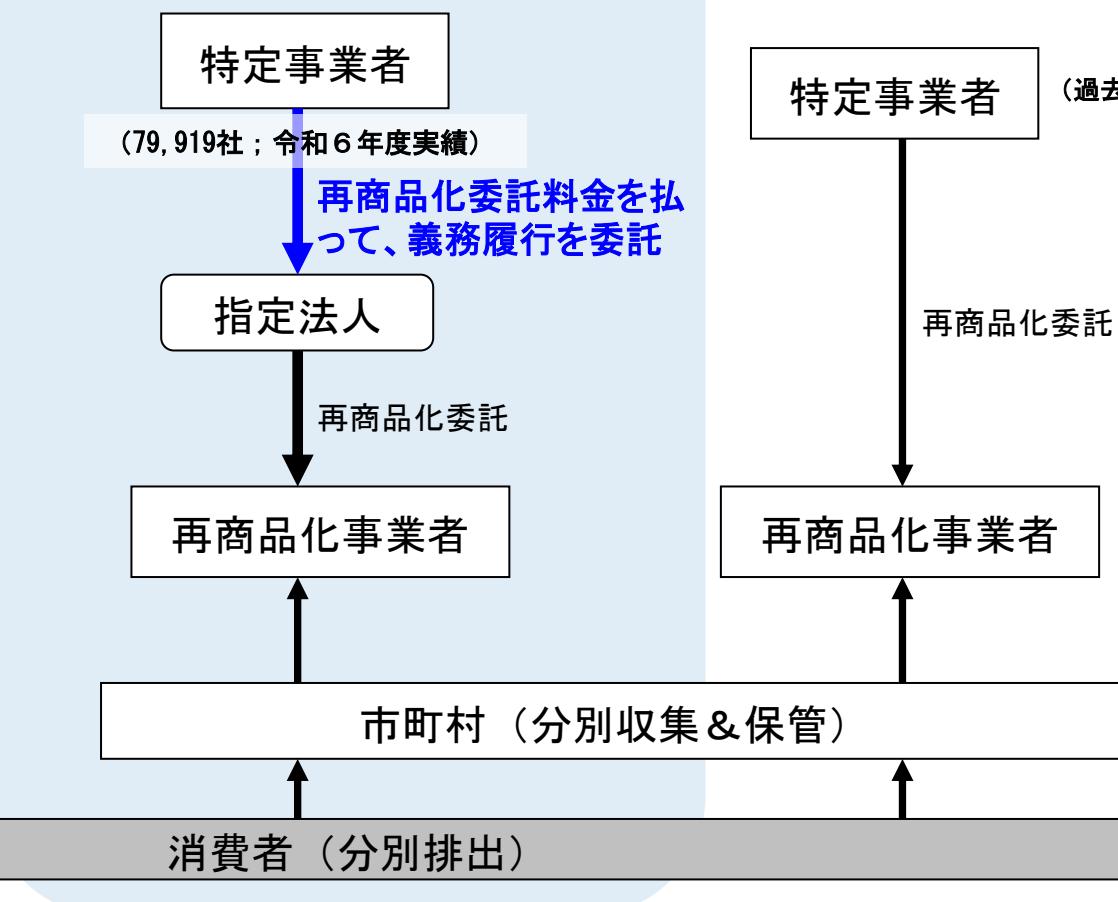
自主回収ルート

（容り法第18条）



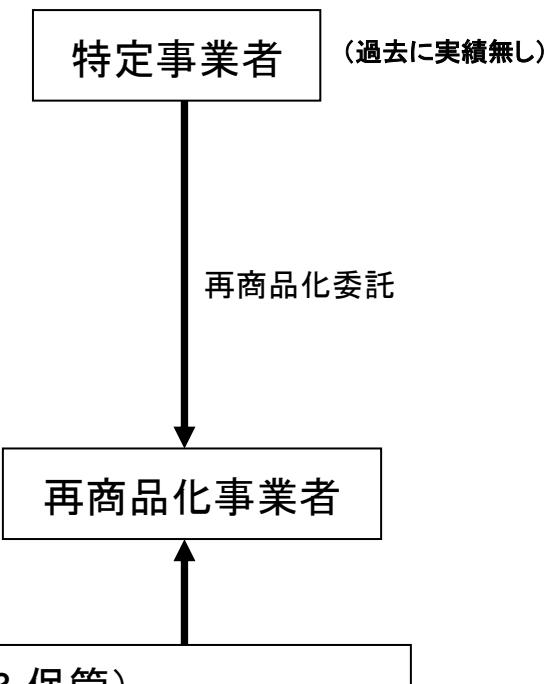
指定法人ルート

（容り法第14条）



独自ルート

（容り法第15条）



（自主回収ルートと独自ルートは主務大臣の認可が必要）

再商品化義務不履行事業者への対応

容り法第三十九条、第四十条による規定

1. 主務大臣による報告の徴収
2. 主務大臣の命を受けた職員による立入検査

容り法第十九条、第二十条、第四十六条による規定

1. 主務大臣による指導、助言
2. 主務大臣による勧告
3. 主務大臣による公表
4. 主務大臣による命令
5. 100万円以下の罰金

* 罰金額はH18年の法改正で、50万円から100万円に引き上げられました。

* ただ乗り事業者の義務履行に時効はありません。

再商品化義務不履行に対する罰則の適用

○社名『公表』

- ・平成17年4月20日：11件
- ・平成18年1月18日：8件
- ・平成23年7月21日：3件
- ・平成29年7月4日：1件
- ・平成17年9月9日：58件
- ・平成20年12月19日：2件
- ・平成27年3月27日：7件
- ・平成30年7月30日：1件

○『命令』

- ・平成18年1月18日：36件

報道発表資料

ホーム > 報道・広報 > 報道発表一覧 > 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第20条第2項」に基づく公表について

この記事を印刷

2018年07月30日 再生循環

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第20条第2項」に基づく公表について

農林水産省、経済産業省及び環境省は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、平成29年7月4日付けで再商品化義務を履行するよう勧告を行った事業者が、勧告に従わなかった旨を公表します。

1. 経緯

容器包装を製造し、又は利用する事業者（従業員数又は売上高が一定規模以上）は、容器包装リサイクル法の規定に基づき、再商品化義務（再商品化委託料金等の支払い）が課されています。

農林水産省、経済産業省及び環境省は、地方農政局等による報告徴収等により再商品化義務不履行が確認された事業者に対し、平成28年4月1日付けで指導・助言、平成29年7月4日付けで勧告を行いましたが、以下の事業者が平成30年7月25日現在においても再商品化を実施した事実が認められないことから、勧告に従わなかった旨を公表します。

今後も、正当な理由なく、再商品化義務を履行しなかった場合には、これらの事業者に対して再商品化を命ずることとなります。

今後とも、関係省庁が連携し、同法の適正な運用に努めてまいります。

帳簿記載の義務

帳簿は、再商品化義務量算出の基となると同時に、義務履行の証明ともなるものです。

そのため、ガラスびん・P E Tボトル・紙製容器包装・プラスチック製容器包装を利用したり、製造等する特定事業者は、帳簿を備え、販売商品に用いた容器や包装、あるいは製造・輸入した容器について **1年ごとに記載し、5年間保存すること**が義務づけられています。(容リ法第38条)

なお、主要記載事項については主務省令第30条で定められています。

※**帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった場合は、20万円以下の罰金**と定められています。

詳しくは当協会のホームページをご確認ください。

<https://www.jcpra.or.jp/consignment/guideline.html>

3. 特定事業者が負担する 再商品化委託料金

特定事業者が負担する再商品化委託料

再商品化義務を有する特定事業者が、指定法人ルートで再商品化を実施するために指定法人（容り協会）に支払う再商品化委託料は2種類あります。特定事業者は①②両方を支払うことで再商品化の義務を履行したとみなされます。

①再商品化実施委託料（以下、「実施委託料」という） →リサイクルの実施に伴う委託料。



②拠出委託料 →「市町村への資金拠出制度（容り法第10条の2）」に伴う委託料。

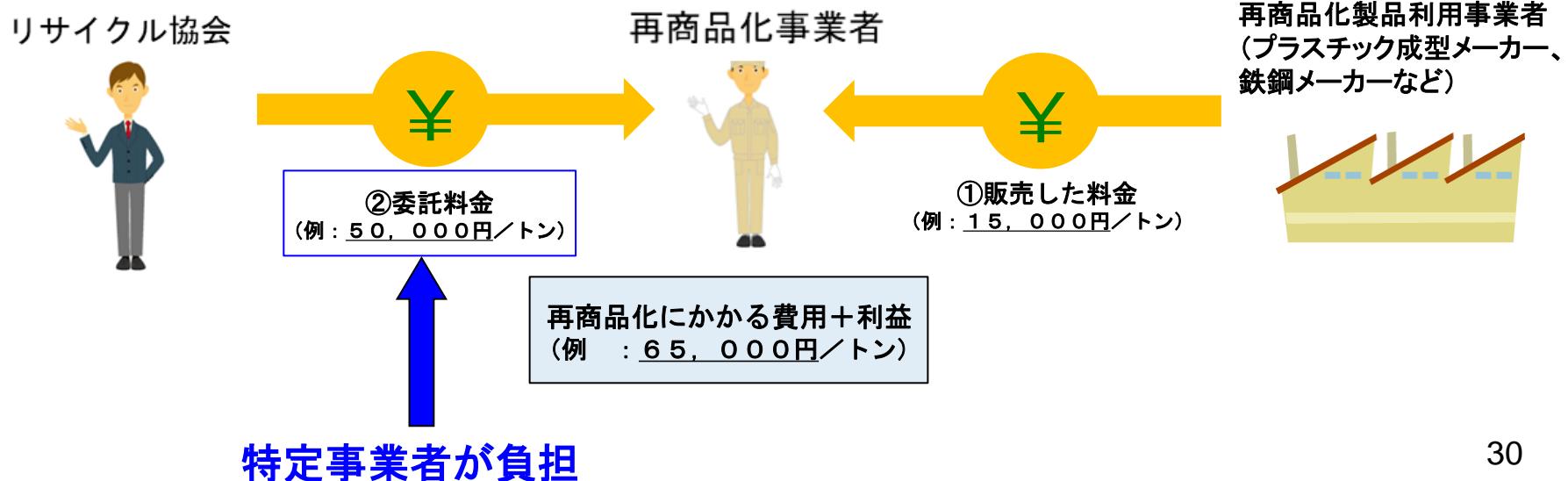


実施委託料について

市町村が収集しても、処理費用を支払わなければ再生処理できないもの（「逆有償」）を、再商品化（リサイクル）するために必要な経費として使われます。

（再商品化事業者に支払われる再商品化委託費用・容リ協会経費ほか）

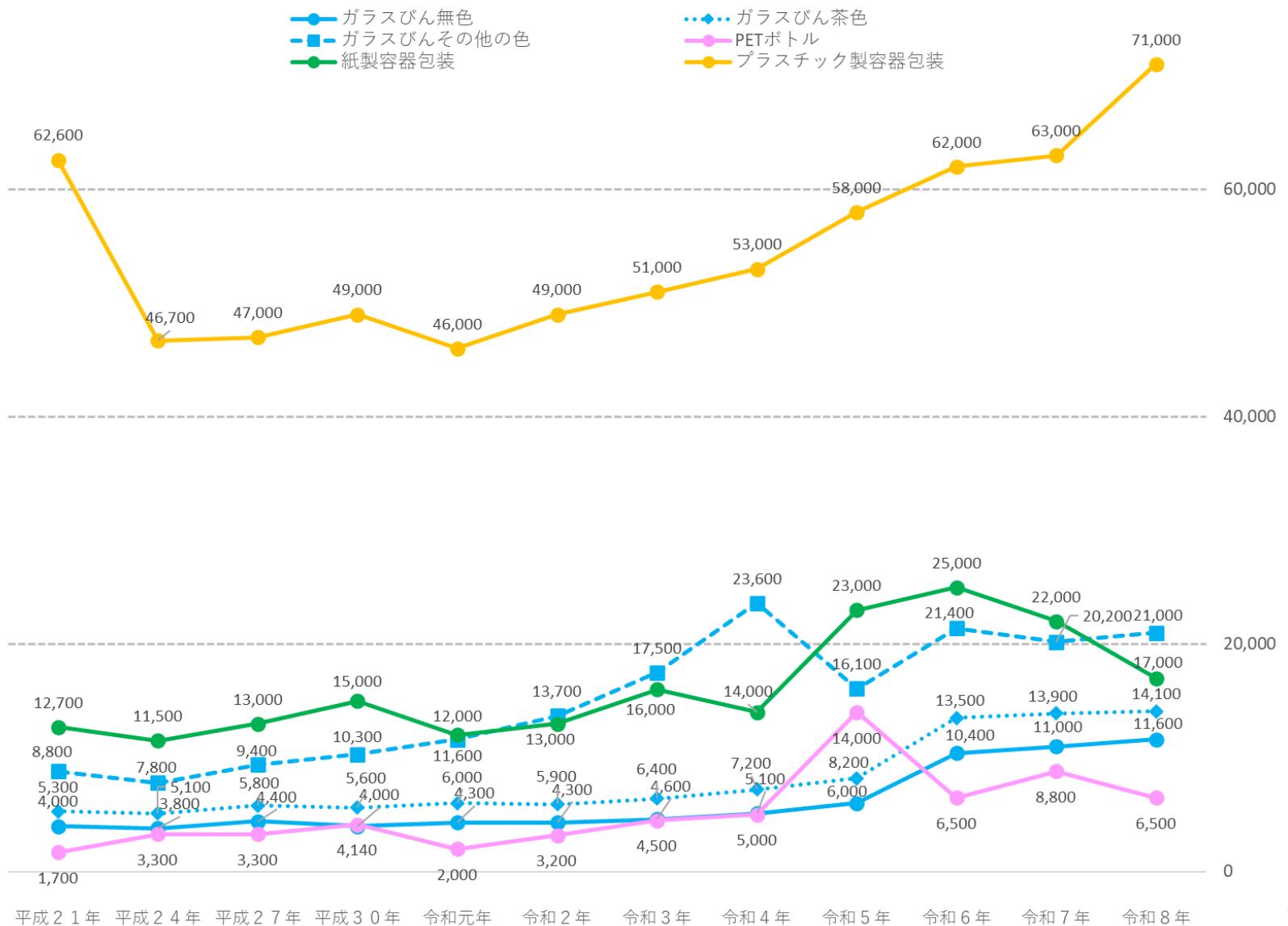
基本的な仕組み（逆有償）～プラスチック製容器包装の事例～



実施委託単価の推移

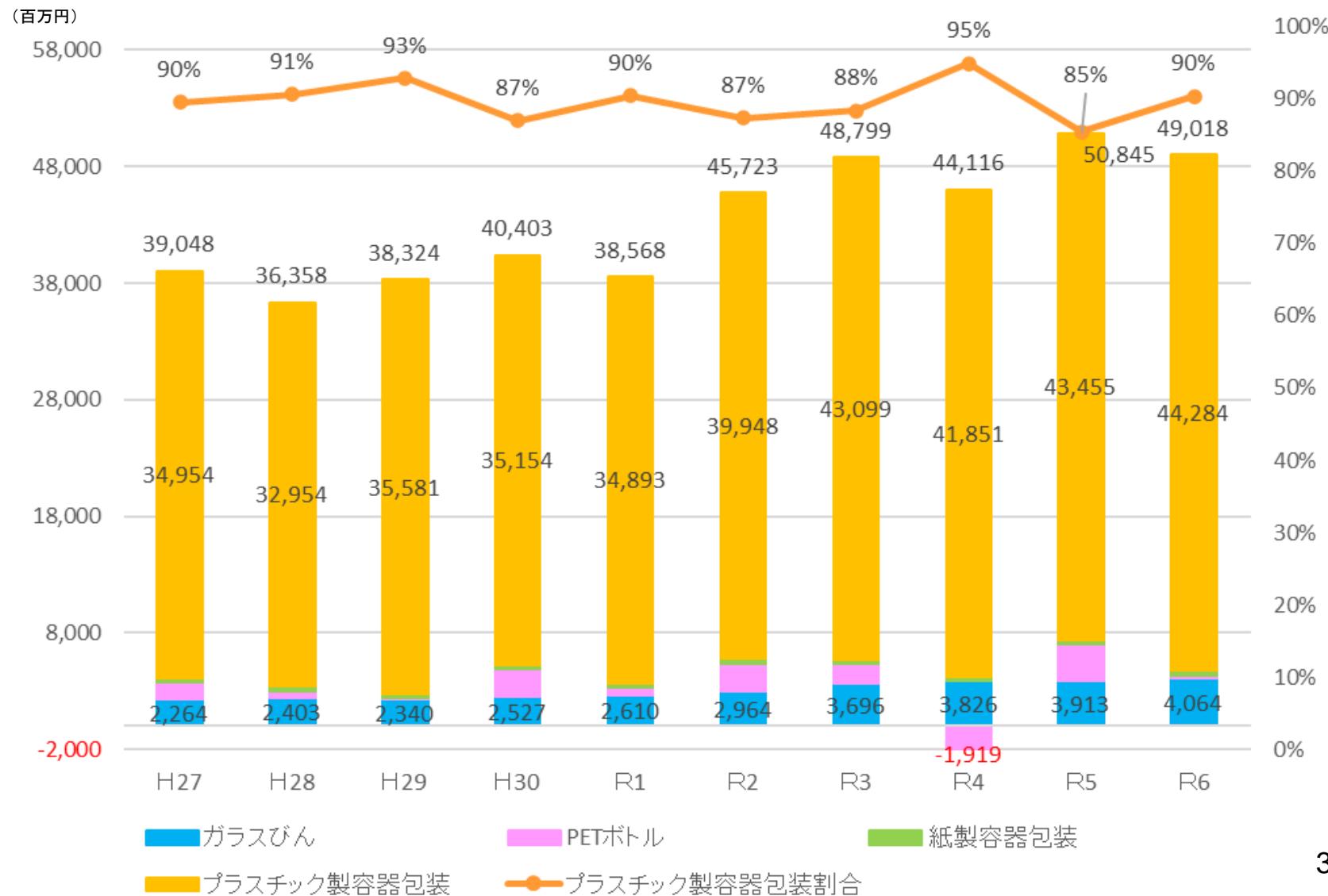
(円/トン)

80,000



特定事業者が負担した金額（実施委託料）の推移

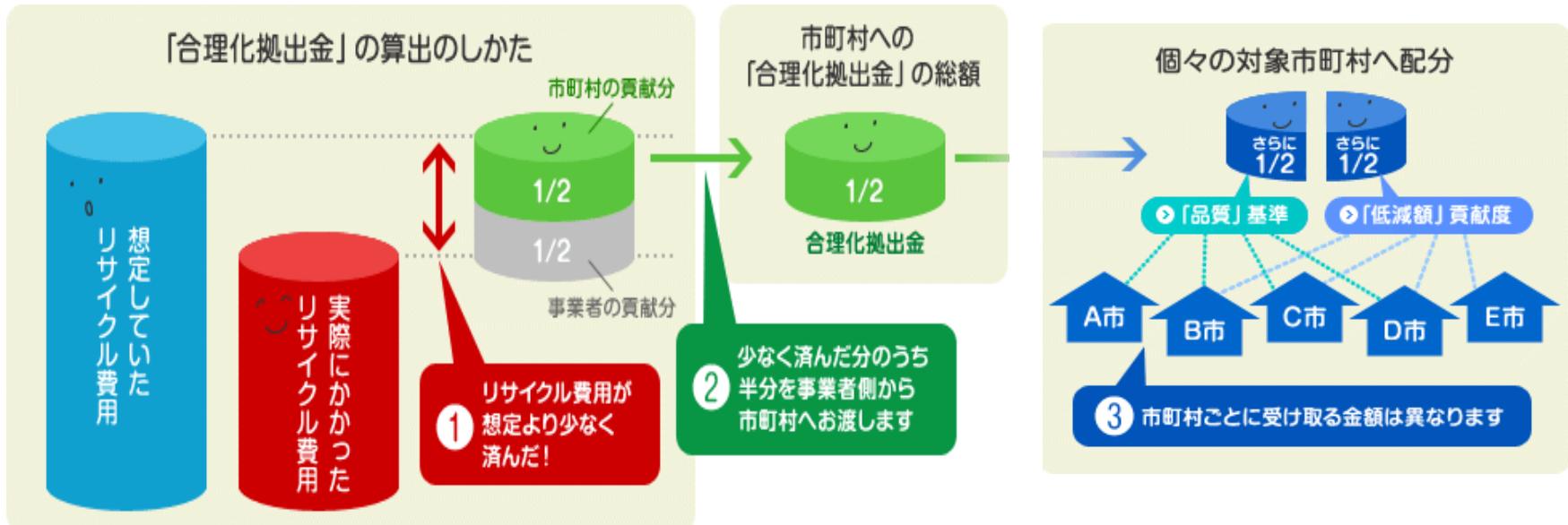
令和6年度の再商品化実施委託料は490億円で、全体の約90%がプラスチックの費用。



拠出委託料

市町村への資金拠出制度（「合理化拠出金制度」）（※平成20年4月から）

社会全体としてリサイクルの合理化・効率化に取組むという考えに基づき、リサイクルの効率化が図られた場合は、その成果を市町村と事業者の双方が享受する考え方で、事業者から市町村に資金（合理化拠出金）を拠出する。



* リサイクルの効率化を算定する仕組み

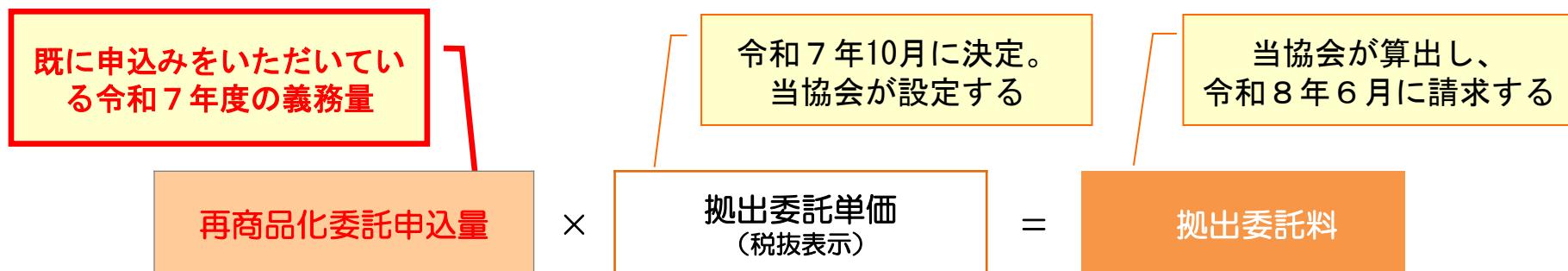
想定額 = 想定単価（リサイクルの効率化の指標）×想定量（毎年の市町村契約量）と
実際にかかった費用の差額 = 効率化分を算定。その $\times 1/2$ が合理化拠出金。

想定単価は3年ごとに改定（直近3ヶ年の支出実績単価平均）し、3年間固定適用する。

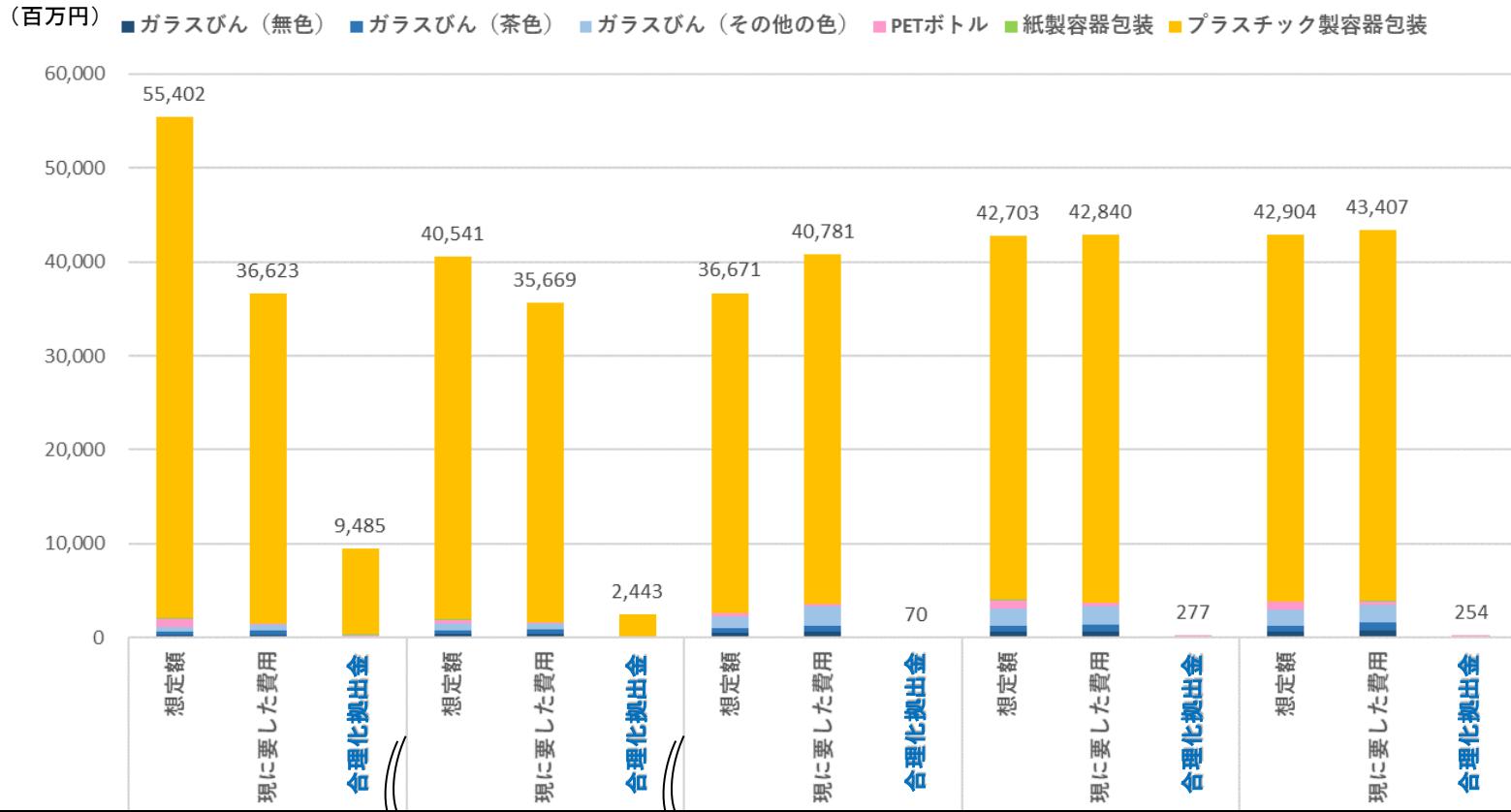
拠出委託料（令和7年度分） の算定の考え方と手続き

令和7年度分として拠出が見込まれる素材の再商品化を申し込まれた特定事業者に対して、「令和7年度分 拠出委託料」を、年度終了後の令和8年6月に請求致します。

請求額は、令和7年度の「再商品化委託申込量」に、「令和7年度 拠出委託単価（令和7年10月に決定）」を乗じて、当協会が自動的に算出するため、特定事業者の方は新たな申込手続きを行う必要はありません。



合理化拠出金の推移

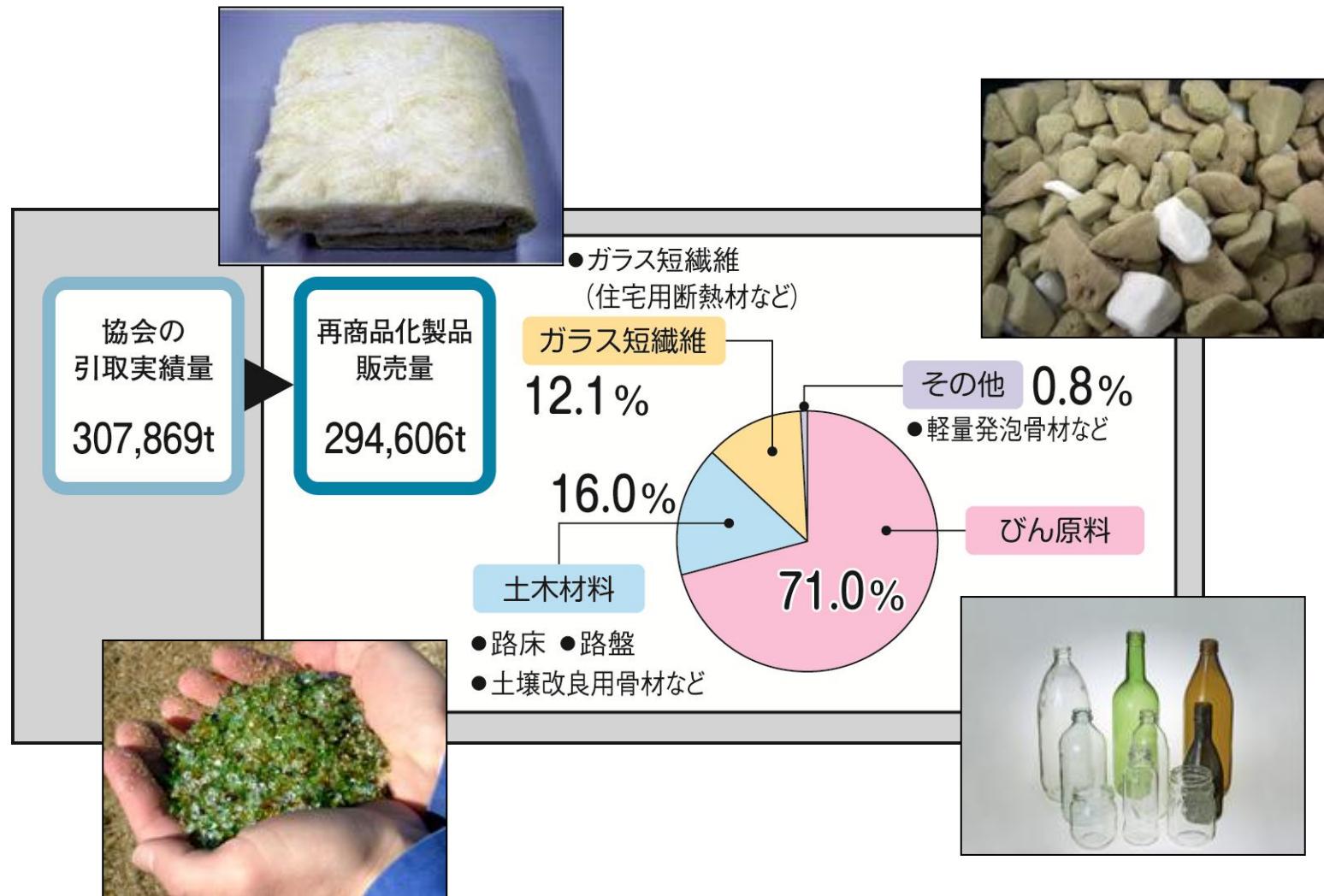


	平成20年			平成23年			令和4年			令和5年			令和6年		
	想定額	現に要した費用	合理化拠出金												
ガラスびん（無色）	296	353	0	405	418	0	495	639	0	602	698	0	602	773	0
ガラスびん（茶色）	355	393	0	437	428	4	529	694	0	641	760	0	645	837	0
ガラスびん（その他の色）	553	647	0	664	624	20	1,201	1,969	0	1,818	1,890	0	1,740	1,914	0
PETボトル	749	96	326	412	187	112	394	253	70	939	385	277	853	344	254
紙製容器包装	125	13	56	52	26	13	18	51	0	38	55	0	37	54	0
プラスチック製容器包装	53,325	35,121	9,102	38,571	33,985	2,293	34,034	37,174	0	38,665	39,051	0	39,028	39,484	0

※合理化拠出金は素材ごとに計算されます。

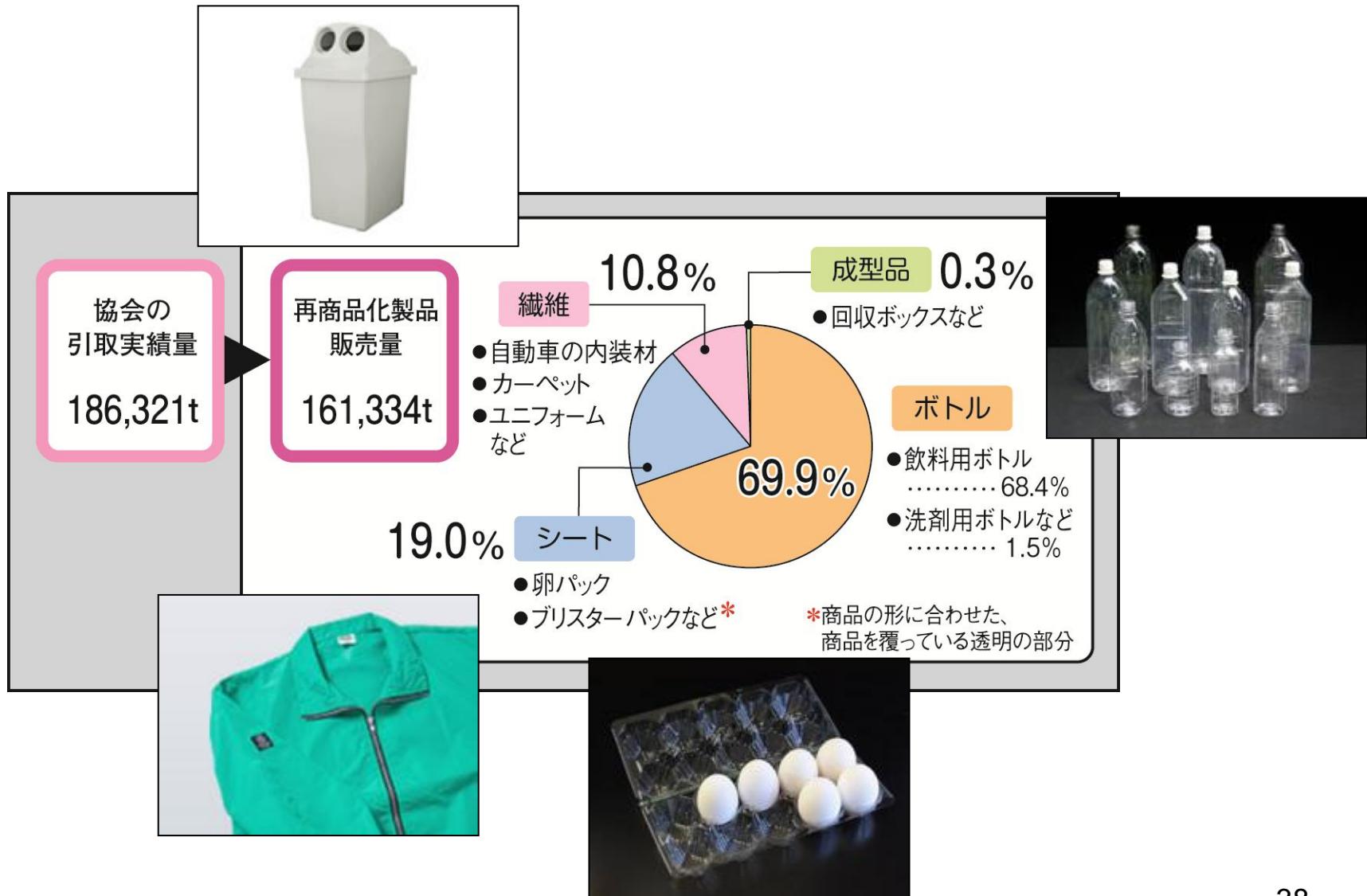
4. リサイクルの状況と成果

ガラスびんのリサイクルのゆくえ ～令和6年度～

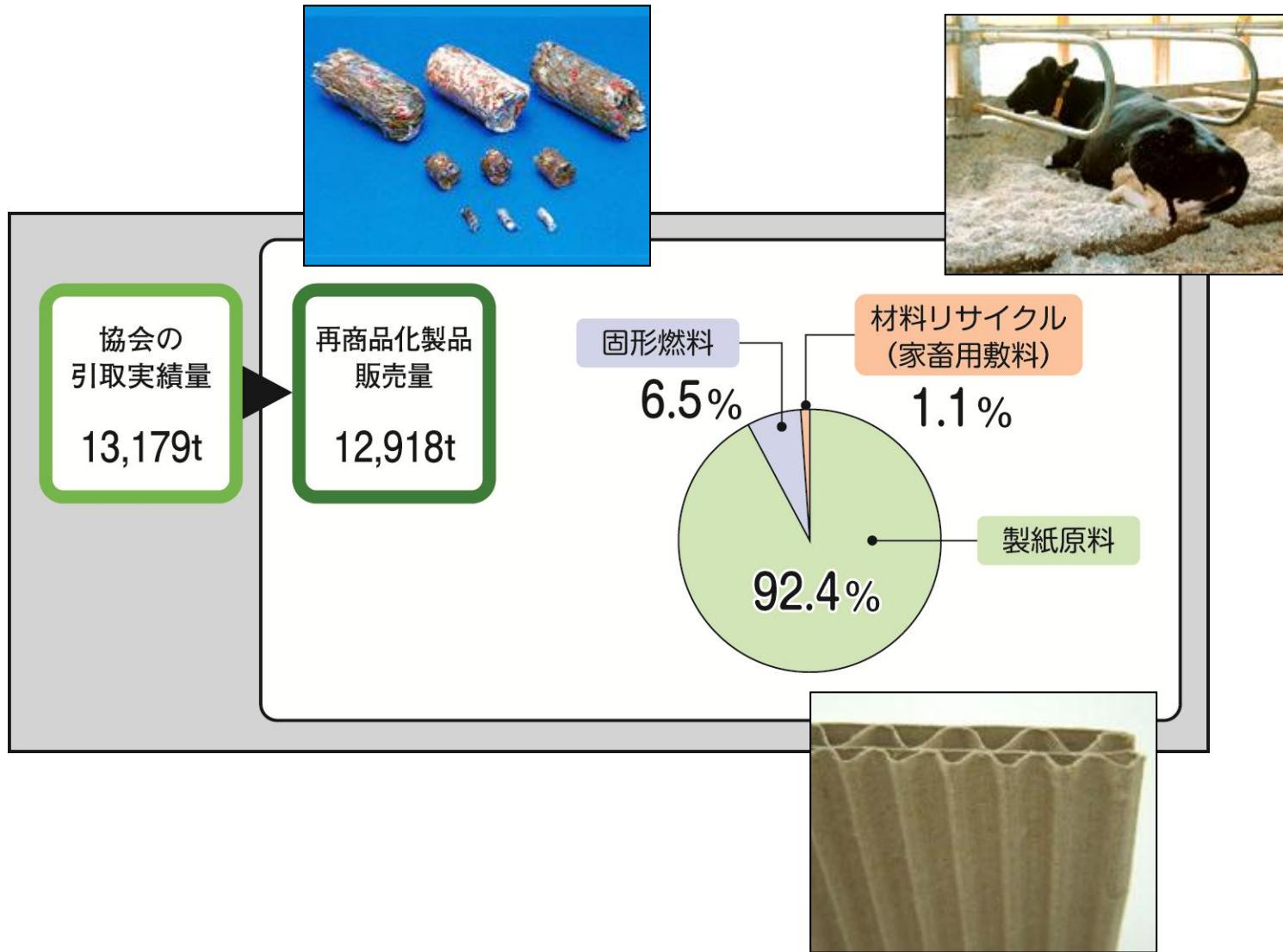


PETボトルのリサイクルのゆくえ

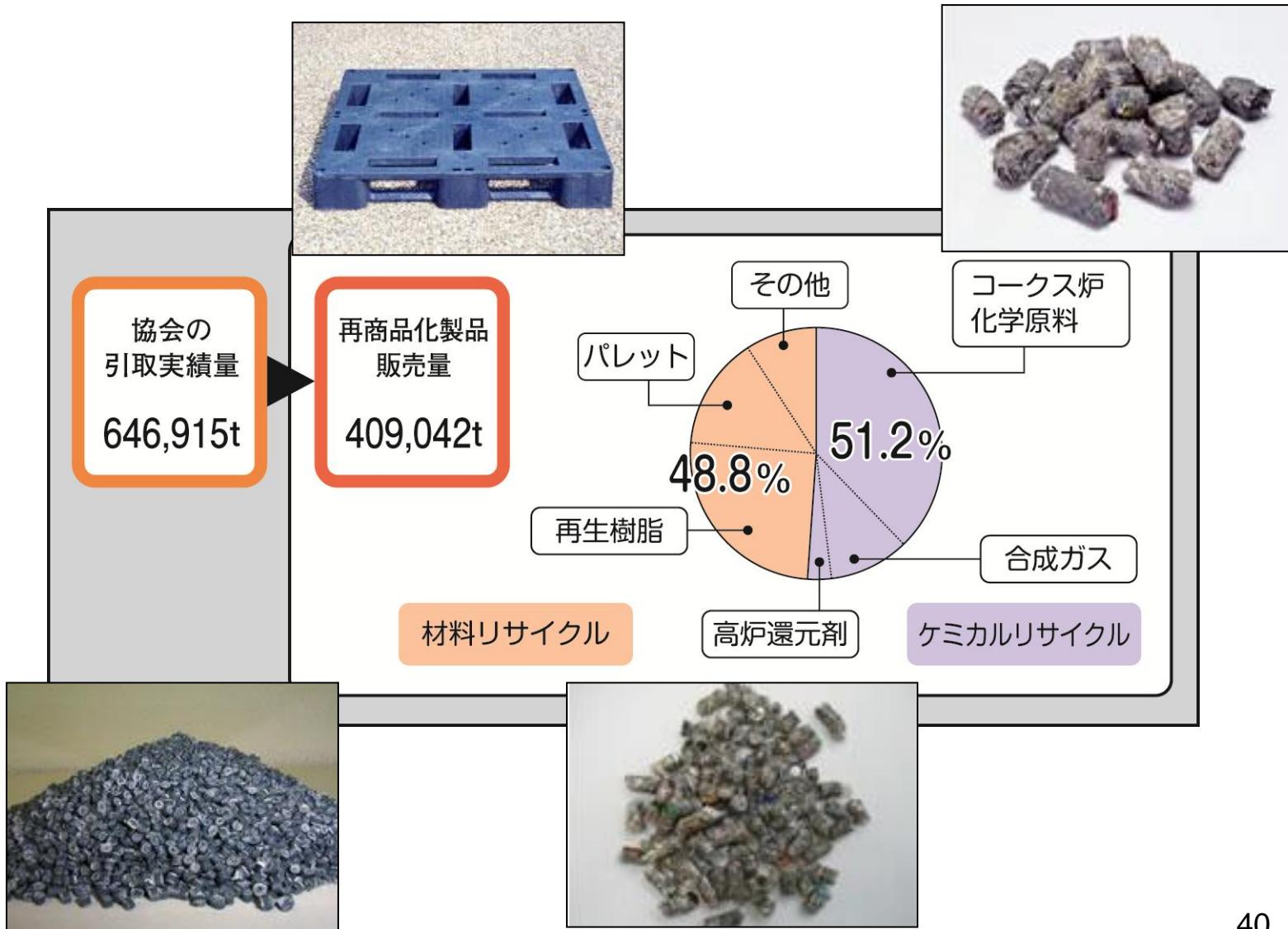
～令和6年度～



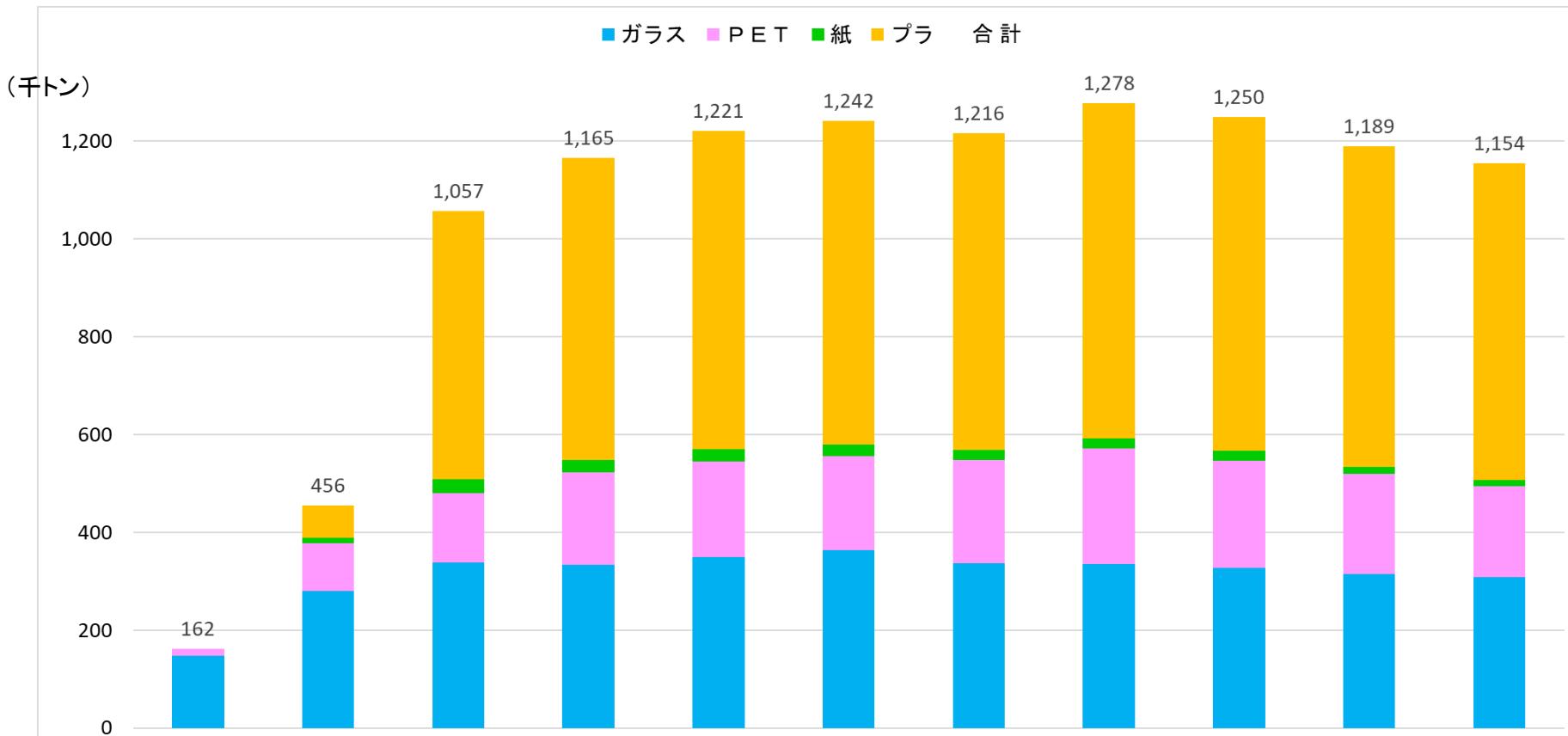
紙製容器包装のリサイクルのゆくえ ～令和6年度～



プラスチック製容器包装のリサイクルのゆくえ ～令和6年度～



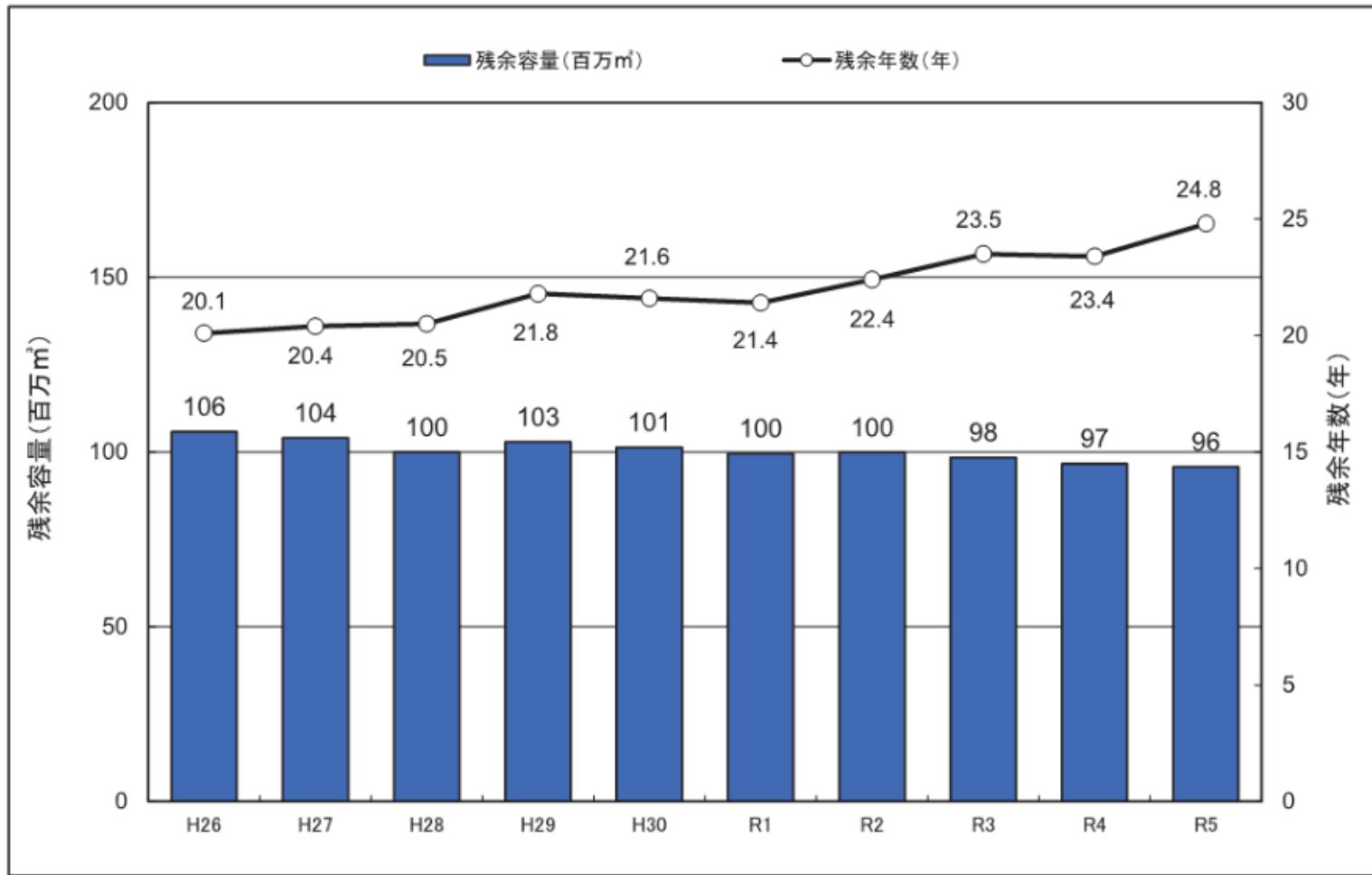
市町村からの引取り量の推移



※令和5年度以降のプラスチックは、容器法の分別基準適合物とプラスチック法第32条の分別収集物を合算した数値

一般廃棄物最終処分場の残余容量・残余年数の推移

残余年数は継続的に伸長している (H7_8.5年⇒H26_20.1年⇒R5_24.8年)。
但し、残余容量は継続的に減少 (H11_172百万m³⇒H26_106百万m³⇒R5_96百万m³)



出典：環境省ホームページ「一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和5年度）について」

○事業者によるReduce（軽量化）の取組み（3R推進団体連絡会調べ）

素 材	指 標	2025 年度目標 (基準年度：2004 年度)	2023 年度実績
ガラスびん	1 本／1 缶当たり平均重量の軽量化率	1.5%以上	2.4%
PET ボトル		25%以上	28.4%
スチール缶		9%以上（※1）	9.9%
アルミ缶		6%以上	6.8%
飲料用紙容器	1 m ² 当たり平均重量の軽量化率	3%以上（※2）	3.6%
段ボール		6.5%以上	7.0%
紙製容器包装	リデュース率	15%以上	21.1%
プラスチック容器包装		22%以上	22.1%

※1 2021 年に 8% から上方修正

※2 牛乳用 500ml サイズカートンを対象とする。

○消費者によるReduce（マイバック運動＝レジ袋辞退）の取組み

レジ袋辞退率は

平成14年9月 8.03% ⇒ 令和2年3月 57.21% ⇒ 令和7年3月 76.92%

（日本チェーンストア協会調べ <https://www.jcsa.gr.jp/topics/environment/approach.html>）

5. その他

識別表示について

「資源有効利用促進法」で商品に容器包装の素材を表示することが義務付けられており、消費者が分別排出しやすいようにする目的があります。



プラスチック製容器包装



紙製容器包装



P E T ボトル



飲料用スチール缶



飲料用アルミ缶

食料品（醤油、乳飲料等）、
清涼飲料、酒類のP E Tを
除く

飲料用紙（アルミ不使用
のもの）と段ボール製の
ものを除く

食料品（醤油、乳飲料）、
清涼飲料、酒類

識別表示の義務だけではなく、容り法による再商品化の義務も課されます

・識別表示義務を遵守しない場合、主務大臣による勧告、公表、改善命令、罰金(50万円以下)の順で罰則が適用される。また、必要に応じて、主務大臣は事業者から業務状況の報告を受けることや立入検査を実施することができる。

・この表示は、容り法で再商品化の義務履行が免除されている小規模企業にも義務がある。

・「Pla」の材質表示には、識別表示とは異なり、法的義務は無いが、望ましいこととされている。

・令和2年4月1日に資源有効利用促進法の省令一部改正があり、識別表示のルールが変更された。

⇒スチール缶、アルミ缶、PETボトルの識別マークのサイズが、Pla・紙と同等のサイズにまで縮小可能となった。

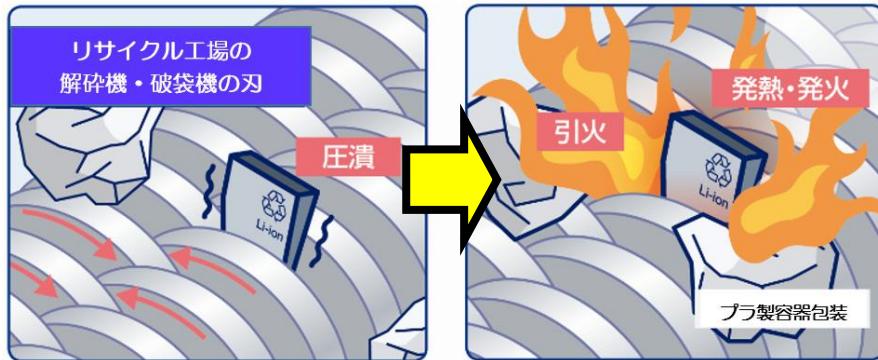
⇒PETボトルに関しては、外装単位の販売に限り、外装に表示するときは、個別容器への表示を省略することが可能となった。

リチウムイオン電池等の発火物が原因になる発煙・発火トラブル

リチウムイオン電池等の混入が原因と思われる発煙・発火トラブルがプラスチックのリサイクル工場で急増しており、再商品化に影響が出ております。トラブル件数は令和元年度301件、その後高止まりが続き5年度251件、直近の6年度は119件と大幅に減りましたが、引き続き消費者の分別排出に向けた普及啓発が必要となっております。



容器包装ではない、リチウムイオン電池等の充電式電池が「プラマークの日」に回収されたプラスチック製容器包装に混入。



リサイクル工場の解碎・破砕機でリチウムイオン電池が押しつぶされ、ショート・発火。燃えやすいプラ製容器包装に引火する。



リチウムイオン電池の発火が原因で建屋・設備が焼けてしまったリサイクル工場の現場写真

プラスチック資源循環法について

背景

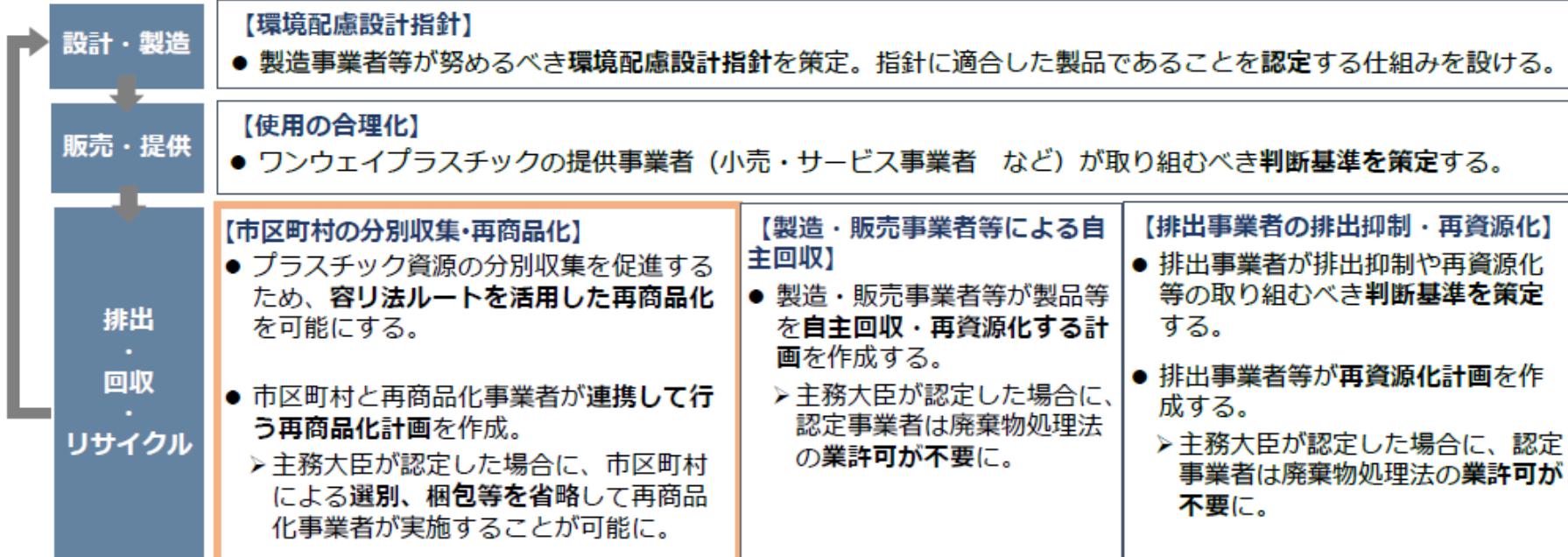
海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。このため、多様な物品に使用されているプラスチックに關し、包括的に資源循環体制を強化する必要がある。

全体像

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針を策定**する。

2. 個別の措置事項



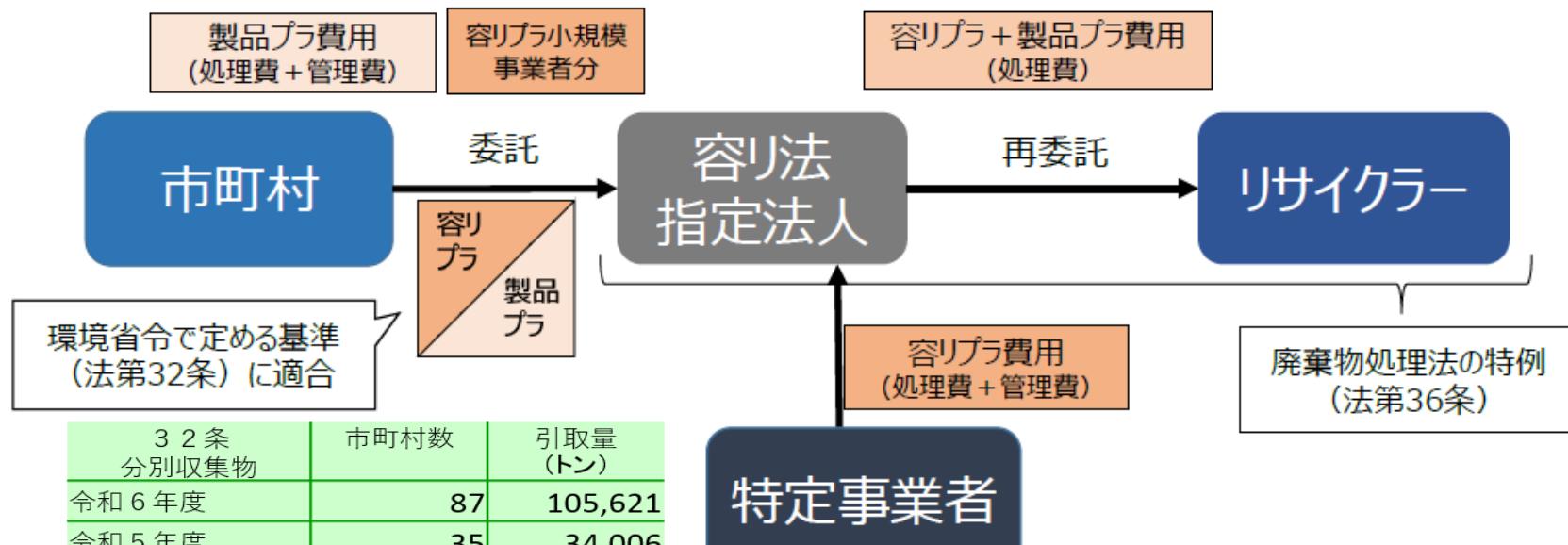
「市町村の分別収集及び再商品化」に係る措置の概要

委託

認定

- 市町村は、分別収集物（プラスチック使用製品廃棄物について分別して収集することにより得られたもの。環境省令で定める基準に適合するものに限る。）の再商品化を、容り法の指定法人に委託することができる。この場合に、廃棄物処理法の特例を適用。
- 分別収集物のうち、容り法上の分別基準適合物については特定事業者が、分別基準適合物以外の製品プラについては、市町村が再商品化費用を負担する。

指定法人委託スキーム（法第32条）



※容りプラ=容り法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物
製品プラ=新法第32条の環境省令で定める基準に適合する分別収集物のうち、容りプラ以外のもの

「市町村の分別収集及び再商品化」に係る措置の概要

委託 認定

- 市町村が再商品化計画を作成し、主務大臣の認定を受けた場合には、容り法及び廃掃法の特例を適用。これにより、中間処理工程の省略を可能とする。
- 費用負担については、委託スキームと同様の役割分担。

計画認定スキーム（法第33条）

主務大臣

計画認定申請
(法第33条)

市町村

認定 (法第33条)

33条	認定 市町村数	容りプラ引取量 (トン)
令和6年度	13	35,728
令和5年度	3	14,867

特定事業者

容りプラ
費用
(処理費)

容り法
指定法人

容りプラ
費用
(処理費)

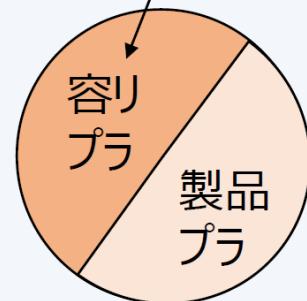
市町村

製品
プラ費用
(処理費)

容りプラ小規模
事業者分

リサイクラー
(再商品化実施者)

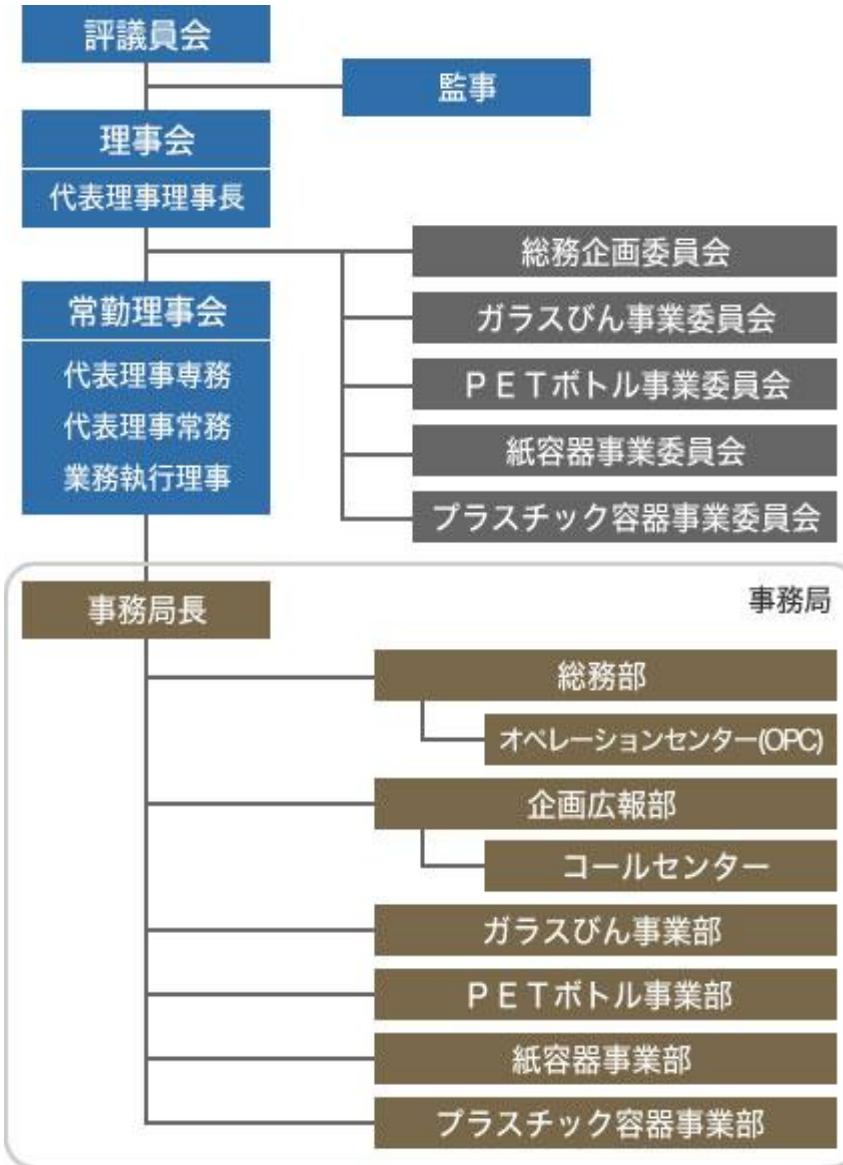
容器包装部分を分別基準
適合物とみなし、容り法規定
を適用 (法第35条)



廃棄物処理法の特例
(法第37条)

容器協会の組織

(令和7年3月31日現在)



- ・H8年9月 財団法人として設立
- ・H8年10月 容り法の指定法人として指定
- ・H22年4月 公益財団法人として認定

役職員数：37名

★協会に常勤する役職員は、すべて
民間の企業・団体出身者

コーポレートメッセージとSDGsへの取り組み



容器包装リサイクルとSDGs

当協会の事業活動や資源循環型社会の実現にご協力いただいている皆さまとの協業により、下記目標の達成に貢献しているものと考えています。

4 質の高い教育を
みんなに



8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



14 海の豊かさを
守ろう



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



<お問合せ先>

●オンライン操作については：

オペレーションセンター TEL 03 - 5610 - 6261

●法律の内容などは：

コールセンター TEL 03 - 5251 - 4870

ご清聴ありがとうございました。



令和7年3月25日にホームページ
を大規模リニューアルしました。

是非、一度ご覧ください。

<https://www.jcptra.or.jp/>



容器包装利用・製造等実態調査へのご協力のお願いについて

平素より、環境行政及びリサイクル行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。国内における容器包装の製造・利用実態の把握のための調査を平成8年より実施しております。容器包装利用・製造等実態調査は、容器包装を製造または利用している可能性がある業種（製造業、卸売業、小売業、外食産業、農業、漁業等）の事業を行う全国の個人事業主を含む事業者の皆様の中から抽出して毎年実施している統計法に基づく一般統計調査です。

容器包装廃棄物の減量化及び資源の有効利用を目的として制定された「容器包装リサイクル法」により、容器包装を製造または利用する事業者（特定事業者）には、市町村が分別収集した容器包装廃棄物について、再商品化（リサイクル）する義務が生じることとなっています。各特定事業者に課せられる再商品化義務量は、国が毎年度公表する量・比率等に基づき、算出されますが、本調査は、実態に即した量・比率等を定めるために実施するものです。

今年度の調査はすでに終了しておりますが、次年度調査は6～7月に実施の予定となっております。

お手元に調査票が届きましたら、調査へのご協力いただくようお願い申し上げます。

【調査票イメージ】

◎次にその選択した記号の右側の「ご回答いただく詳細」へお進みください。

◆各容器について◆

（対象となる機器等の範囲）
利用・販売等に該当する機器等

前回は、別紙「記入上の注意」P5~2の「書類包装に関する基本的な考え方」

セニ参照下さい。

工場内でそれを基に実現し、商品化している様子を描します。

经济日报社

自來水公司

Ministry of Economy, Trade and Industry

www.ijerpi.org | 100

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

MAFF
農林水産省